

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	みなかみ町

みなかみ町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林課 獣害対策係
所在地 群馬県利根郡みなかみ町月夜野938番地1
電話番号 0278-25-4005
FAX番号 0278-25-8353
メールアドレス jyugai-c@town.minakami.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ハクビシン、アライグマ、カラス
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	みなかみ町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
ニホンザル	水稲、リンゴ、桃、飼料用トウモロコシ、白菜、ジャガイモ、キュウリ、ナス等	4,153	158
イノシシ	水稲、リンゴ、飼料用トウモロコシ、ジャガイモ、サツマイモ等	764	76
ニホンジカ	リンゴ、飼料用トウモロコシ、白菜等	1,743	101
ニホンカモシカ	飼料用トウモロコシ	62	10
ツキノワグマ	リンゴ、飼料用トウモロコシ、トウモロコシ等	672	37
ハクビシン	リンゴ、ブドウ	496	15
アライグマ	被害報告なし	被害報告なし	
カラス	大豆、そば、リンゴ、ブルーベリー等	706	30

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、

水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンザル	<p>町内のほぼ全域に出没しており、農地以外の観光地や商業地にも出没している。</p> <p>農業被害では、水稲、野菜、果樹、飼料作物が主な被害であるが、一部地域の家庭菜園などでは収穫出来ない状況まで被害が広がっている。人家の屋根やベランダへの侵入や通学路近くを移動し人を威嚇するなどの生活環境被害や人的被害も懸念される。</p>
イノシシ	<p>令和3年頃から豚熱の影響と推測される個体数の減少がみられたが、豚熱の落ち着きとともに増加傾向に転じており、農作物を食餌することによる高栄養化や、越冬しやすい環境などの影響もあり更なる個体数の増加が懸念される。</p> <p>農業被害では、水稲、野菜、果樹、飼料作物の被害が多く発生しており、電気柵設置により侵入防止に対して一定の効果を得られている地域もあるが、未設置地域に被害が集中する傾向にある。さらに、掘り起こしや踏み荒らしなどの被害も増加している。</p>
ニホンジカ	<p>近年、有害捕獲頭数及び目撃頭数が増加しており、狩猟による捕獲数も増加している。</p> <p>農業被害では、主に水稲、葉物野菜、飼料作物が多く、りんごの新梢の食害も報告されている。また、個体数が急激に増加していると推測されており、今後は農業被害にとどまらず林業被害も多くなると推定され、被害の拡大が最も危惧される獣種となっている。</p>
ニホンカモシカ	<p>保護の影響もあり人慣れした個体が多く、人家近くまで出没するケースも見受けられる。</p> <p>水稲や葉物野菜が主な農業被害であるが、ニホンジカによるものかニホンカモシカによるものか解らない事象もあるものの、その個体数は微増している。</p>
ツキノワグマ	<p>令和7年度は山の実りが悪く、目撃件数及び捕獲数が急増し人身被害も発生した。出没の増減については山の実りの影響が多大にあり、隔年で増減を繰り返す傾向ではあるが、生息数は増えていると見込まれており、今後も山林での遭遇や、人家周辺への出没による人身被害の発生が危惧される。</p>
ハクビシン	<p>果樹を中心とした食害があり、被害が増加傾向である。また、空き家の増加により、天井裏や床下などに住み着く</p>

	などの生活環境被害も発生している。
アライグマ	年間で数頭が捕獲されているが、現時点では、アライグマによる被害だと特定できる農作物被害の報告はない。
カラス	農作物の播種期から収穫期の間において、豆類や雑穀類の被害が発生しており、果樹への被害も発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （a）	被害金額 （千円）	被害面積 （a）
ニホンザル	4,153	158	2,750	105
イノシシ	764	76	600	58
ニホンジカ	1,743	101	1,200	69
ニホンカモシカ	62	10	50	8
ツキノワグマ	672	37	450	24
ハクビシン	496	15	390	11
アライグマ	現状値なし		0	0
カラス	706	30	560	23

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲隊員が、銃器及び箱わな、囲いわな、くくりわなを使用し対象鳥獣の捕獲にあたっている。また、捕獲隊員の経費負担軽減のため狩猟者登録費の一部を補助し、捕獲隊員育成のため、新規免許取得者に対し取得に係る経費の一部補助を行っている。 捕獲対策として、イノシシ捕獲用の囲いわなを地域に貸し	有害鳥獣捕獲隊員の高齢化により、捕獲従事者が減少しており、数年後には従事者不足による捕獲数の減少が予想され、捕獲隊員の育成が喫緊の課題である。また、従事者不足を食い止めるため、経費の補助だけでなく、捕獲に係る負担を軽減するための多方面からの補助が必要である。 箱わなは設置後の管理が重要であり、効果的な捕獲のため捕獲

	<p>出し設置している。また、箱わなを猟友会捕獲隊が設置しており、くくりわなの配布と合わせてイノシシの捕獲を推進している。</p> <p>ニホンザルの捕獲は、会計年度任用職員により町内一円に箱わなを設置しており、捕獲を推進している。</p> <p>ニホンジカ対策として、シカ用箱わなを導入しており、くくりわなの配布と合わせて捕獲を推進している。</p> <p>捕獲個体については、捕獲者が埋設等の処理を行っているほか、ツキノワグマについては、個体の一部を資料として研究機関に提供している。イノシシについては、一部の個体に対し血液を採取し豚熱検査に提出している。</p>	<p>従事者の減少による設置数の減少や管理の行き届かない箱わなが増加することが課題となっている。</p> <p>ニホンザルは生息域が拡大しており、町内全域に出没している。森林で生息出来る程度への個体数管理が課題となっている。</p> <p>ニホンジカは出没が増えており、生息数が激増していると推測されるが、近年増え始めていることから、習性などを理解した効果的な捕獲方法の確立が課題となっている。</p> <p>捕獲従事者の負担軽減のため、処理施設の早急な整備が課題となっている。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>侵入防止柵は年間10km余りの電気柵や金網の複合柵を設置しており、受益者を中心とした地域住民による管理を行っている。イノシシ対策で設置した3段程度の電気柵をシカやサル用の5、6段や複合柵に張り替える要望が多くなり更新や改修が始まっている。</p> <p>ニホンザルやカラスを地域住民が自ら追い払うため、爆竹、ロケット花火、動物駆逐用煙火の支給を行っている。ま</p>	<p>被害地域では、耕作者の高齢化及び後継者不足により、対象鳥獣の住みかとなる耕作放棄地が増加し被害拡大の要因となっている。</p> <p>電気柵については、山間地域での効果的な設置や設置後の管理が課題となっている。</p> <p>高齢化や後継者不足により、農地に人がおらず追い払いが後手に回ることが多い。GPS発信器を用いた行動域調査の有効な利</p>

	た、現在1地区で地域住民を中心とした組織が連絡を取り合いサルの追い払い活動を行っている。	活用が課題となっている。
生息環境管理その他の取組	<p>緩衝帯の整備として林縁部などの刈り払いを地域で行っているほか、緑の県民税事業を利用して竹林の整備を行っている。</p> <p>果樹栽培の多い地域では収穫残渣や廃棄果樹などが鳥獣のエサになっている事を地域の勉強会などで啓発している。柿などの放任果樹については、伐採や管理の必要性について広報などで周知を行い、直営班がパトロールや指導を行っている。</p> <p>また、直営班は追い払いや、被害状況調査に出動した際には、現地の農家等に対し、状況に応じた被害防除対策や、忌避対策などの普及を行っている。</p>	<p>緩衝帯の整備は、効果を発揮するには大規模な刈り払いや伐採が必要であり、また、整備には莫大な時間・労力が必要であることから、高齢化・人手不足が課題となっている。</p> <p>集落診断や専門家による勉強会の開催など、地域ぐるみの活動が少ないことが課題となっている。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害防止を図るため、従来行ってきた地域を中心とした「侵入防止柵の設置」、「農作物残渣の適正処理」、「追い払い活動」また「竹林整備や林縁部の刈り払いなどの緩衝帯整備」は継続して行うと共に、課題となっている「1. 従事者不足の解消」、「2. 個体数管理」、「3. 放任果樹

の伐採等適正管理」の3点を重点に総合的に対策に取り組む。

「1. 従事者不足の解消」には、現在行っている捕獲に係る経費負担の補助のほかに、遠距離通知システムなどのICT技術の拡大による箱わなやくくりわななどの見回りに要する時間の短縮を図り、さらに捕獲後の埋設処理時間の短縮及び労力の軽減のため、鳥獣減容化施設などの整備を行う。これにより、経費と時間、労力の多方面からの補助を行い、捕獲隊員離れを遅らせながら新規の参入を促し、また、農業者自らが捕獲従事者となれるように、短時間で活動に従事できる環境作りに取り組む。

「2. 個体数管理」には、特にニホンザル・イノシシ・ニホンジカにおいて個体数の増加が見込まれているため、この3種については重点的に捕獲を行う。

また、生息状況調査のため、ニホンザル・ニホンジカについてはGPS発信器を用いての行動域調査を行い計画的な捕獲を目指す。

「3. 放任果樹の伐採等適正管理」には、令和7年度において放任果樹を食餌するツキノワグマが多数目撃されているため、放任果樹の伐採費用の一部を補助し、エサとなる放任果樹の減少を目指す。

ニホンザル	箱わなによる捕獲を中心とした個体数管理を行い、本来の生息地へ追い上げて被害の拡大防止を図る。行動域に応じた捕獲を推進するためGPS発信器を用いた行動域調査を行い、効率の良い群れ単位での捕獲を行う。
イノシシ	箱わなとくくりわなで捕獲を行い個体数の調整を行う。捕獲者の負担を軽減するICT機器を利用し、捕獲の効率化を図り、捕獲数の増加を目指す。現在までに導入した侵入防止柵の効果を発揮させるため、地域の受益者に適切な管理を促し、併せて環境の整備や緩衝帯の整備を推進する。
ニホンジカ	近年で生息数の増加がみられるが、生息域や越冬地等の情報が乏しいため、GPS発信器を用いて生息状況調査を行う。また、以前から町内でニホンジカの調査を行っている（公財）日本自然保護協会、赤谷森林ふれあい推進センターと連携して情報共有を図り、急激に増加する前に適切な捕獲圧をかけ続ける低密度管理を目指して、効率の良い捕獲方法や技術開発及び、捕獲の体制づくりを推進する。
ニホンカモシカ	ニホンカモシカによる被害と断定できる被害件数が増えた場合には適正管理計画による個体数調整を検討する。
ツキノワグマ	農作物被害のほか人身被害も危惧されることから、人身被害発生の恐れのある場合には捕獲を行う。
ハクビシン	果樹の被害が増えていることから、箱わなによる捕獲を

	推進する。農作物被害及び生活環境被害の縮小を図る。
アライグマ	年間に数頭の捕獲のため、引き続き生息状況や被害状況、近隣の捕獲状況などにも注視する。
カラス	銃器及び捕獲箱による捕獲を行う。地域では、花火による追い払いを行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については、鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する町鳥獣被害対策実施隊が適切に行う。また、わな猟免許所持者である被害農業者については、鳥獣被害対策実施隊と連携した捕獲体制を補完する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ハクビシン、アライグマ、カラス	みなかみ町有害鳥獣対策協議会、有害鳥獣捕獲隊、鳥獣被害対策実施隊と連携し、効果的な捕獲機材を導入して捕獲にあたる。 ICT機器を活用し、効果的な捕獲活動を実施する。 捕獲従事者確保のため、狩猟免許取得費用の補助を行い取得の推進を図る。
令和9年度	同上	同上

令和10年度	同上	同上
--------	----	----

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
近年の捕獲頭数の推移、生息状況や被害発生状況により鳥獣毎に有害捕獲の捕獲計画を設定する。	
ニホンザル	町内のほぼ全域に出没しており、町内全体で被害地域が拡大していることから、個体数調整のため捕獲計画を定めて箱わなを中心とした捕獲を行う。近年出没が出始めた地域付近での全頭捕獲も含めた捕獲、山間部に近い地域では群の個体数調整の捕獲を行い、3年間で加害個体数の半減を目標に、年間300頭を有害捕獲の捕獲計画とする。
イノシシ	豚熱の影響とみられる生息数の減少が見られたが、山林での個体数が増えてきている情報もあり、狩猟による捕獲も増えていることから、年間380頭を有害捕獲の捕獲計画とする。
ニホンジカ	有害捕獲数及び狩猟による捕獲数は増加している。出没や被害の件数も増えていることから生息数も増えていると推測される。近年の捕獲状況及び近隣の捕獲状況も踏まえ、年間580頭を有害捕獲の捕獲計画とする。
ニホンカモシカ	捕獲計画には定めない。急激な被害の増加があれば、適正管理計画による個体数調査の対象とする。
ツキノワグマ	人的被害防止のためやむを得ない場合、関係機関との協議のうえ捕獲することとし、捕獲計画には設定しない。隔年で大量出没する傾向にあり、対応できるように箱わなの整備を行う。
ハクビシン	出没が増加し捕獲も増加している。果樹等の農作物被害が増えていることから、年間200頭を有害捕獲の捕獲計画とする。
アライグマ	年間に数頭の捕獲実績があり、生息数の増加が懸念されることから年間10頭を有害捕獲の捕獲計画とする。
カラス	水稻、果樹等への被害が発生していることから、過去の捕獲実績に基づき、年間30羽を有害捕獲の捕獲計画とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	300頭	300頭	300頭
イノシシ	380頭	380頭	380頭
ニホンジカ	580頭	580頭	580頭
ニホンカモシカ	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—
ハクビシン	200頭	200頭	200頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
カラス	30羽	30羽	30羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
対象鳥獣については、関係法令のほか群馬県が定める鳥獣保護管理事業計画の方針に基づき実施する。	
ニホンザル	被害地域において、被害が集中して発生する6月から収穫が終了する時期を中心に農地及び農地周辺の林縁部等において、銃器及び箱わなによる捕獲を行う。被害地域付近においては、エサの無くなる冬期間に群れ単位の捕獲を目指し箱わなで捕獲を行う。
イノシシ	設置型箱わなは年間を通じて捕獲を行うため、猟期以外には有害捕獲を行う。被害報告の多い4月から11月までの期間は、箱わなやくくりわなにより捕獲を行う。また、猟期終了後に銃器による予察捕獲を実施する。
ニホンジカ	年間を通じて被害が発生しているため、猟期以外の期間において箱わな、くくりわなでの捕獲を行う。また、必要に応じて銃器での捕獲を行う。また、猟期終了後に銃器による予察捕獲を実施する。
ニホンカモシカ	被害が拡大する場合には、適正管理計画により個体数調整の捕獲を検討する。
ツキノワグマ	人身被害防止等捕獲がやむを得ない場合、安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。
ハクビシン	被害が発生する生育期から収穫時期の果樹園等を中心に、箱わなを使用して捕獲を行う。
アライグマ	出没が確認されれば、捕獲対応とする。
カラス	生育期から収穫時期の果樹園及び水田付近において銃器及び捕獲箱による捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について

記入する。

- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
銃砲刀剣類所持取締法第5条の2第4項第1号に規定するライフル銃（特定ライフル銃を含む）による捕獲について、該当なし。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
みなかみ町全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ ニホンカモシカ ツキノワグマ ハクビシン アライグマ	電気柵 金網柵 複合柵 合計 15,000m	電気柵 金網柵 複合柵 合計 15,000m	電気柵 金網柵 複合柵 合計 15,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添

付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ ニホンカモシカ ツキノワグマ ハクビシン アライグマ	<p>受益者を中心とした侵入防止柵管理組合等により、下草刈りなどを行い電気柵等の管理を行う。</p> <p>ニホンザルについては、動物駆逐用煙火等を使用して地域住民が追い払いを行う。</p>		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ニホンカモシカ ツキノワグマ ハクビシン アライグマ カラス	<p>里山整備や竹林整備を地域住民と行い、緩衝地帯を作り鳥獣の出没しにくい環境を作る。</p> <p>放任果樹の除去や伐採を勧め、エサとなる物を無くし鳥獣を近寄らせないように努める。</p> <p>侵入防止対策や忌避対策について、広報やパトロールで周知し被害防止に繋げる。</p> <p>ニホンザルのGPS発信器による調査結果を、効果的な捕獲方法の確立や関係住民への情報提供に役立てる。</p> <p>ニホンジカのGPS発信器による生息状況調査を行い、効果的な捕獲方法の確立を図る。</p>
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる

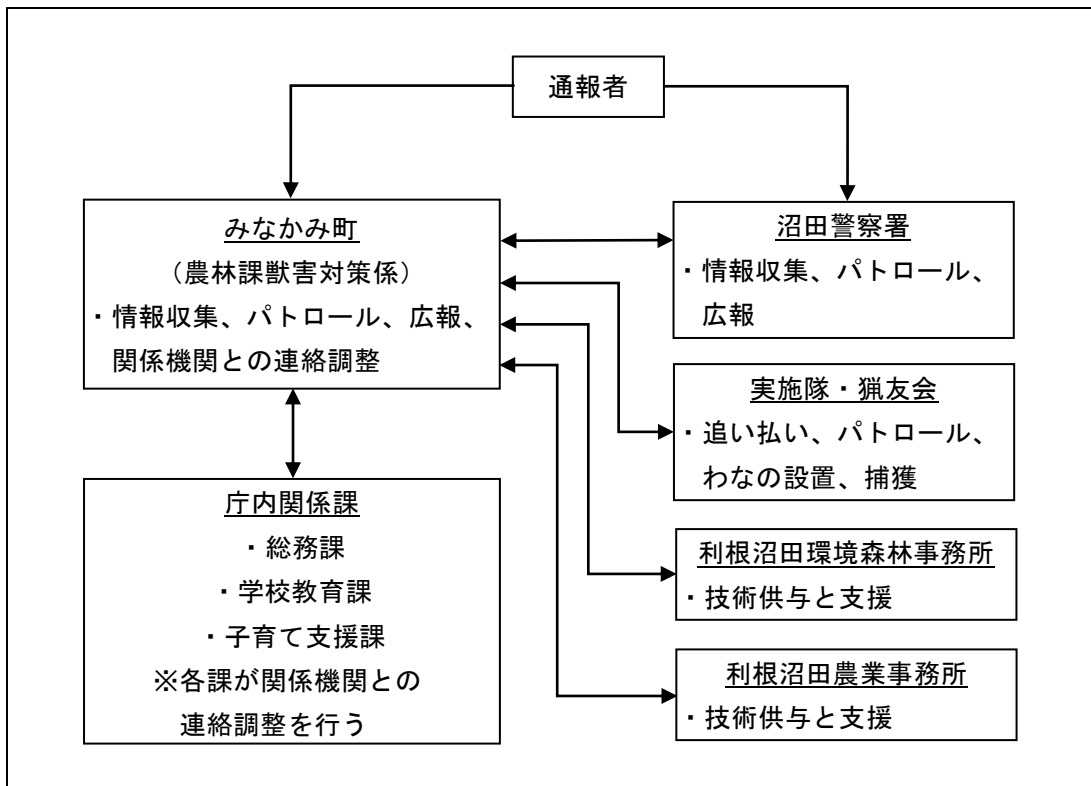
おそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
みなかみ町鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲
利根沼田猟友会月夜野支部、水上支部、新治支部	対象鳥獣の捕獲・追い払い
利根沼田環境森林事務所	対象鳥獣捕獲に関する事項及び技術供与と支援
利根沼田農業事務所	技術供与と支援
沼田警察署	人身被害発生予想時の緊急捕獲立ち合い
みなかみ町	各関係機関との連絡調整

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場で生態系に影響を与えない方法で埋設処理を基本とする。また、必要に応じて、関係機関へ送り、調査や学術研究に利用する。
鳥獣減容化施設設置後は、施設での処理も可能とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限地域のため食品として利用することはできないが、出荷制限解除、又は一部解除となる場合には、食品として利用に取り組みジビエとして活用を図る。
ペットフード	食品利用に併せて活用を図る。
皮革	食品利用に併せて活用を図る。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	必要に応じて、関係機関へ送り、調査や学術研究に利用する。 食品利用に併せて活用を図る。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

現在取組なし。
出荷制限解除もしくは鳥獣減容化施設の整備に併せて設置について検討を図る。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工施設の設置の際には県等が開催する研修会などを活用し、ニホンジカ等を食用利用するための必要な技能を有する人材の育成を図る。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称：みなかみ町有害鳥獣対策協議会

構成機関の名称	役割

みなかみ町	協議会の運営
利根沼田猟友会月夜野支部、水上支部、新治支部	鳥獣の捕獲、追い払い 野生鳥獣の生息状況等の情報収集
みなかみ町鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲
利根沼田農業協同組合	協議会と被害農家の連携 各種情報収集と連携
被害地区区長	被害農家から協議会への被害連絡 協議会と被害農家の連携
みなかみ町議会	町民からの要望等の集約・報告
みなかみ町農業委員会	各種情報の収集と提供
被害農家代表	被害現場の集約・情報提供及び情報共有

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県鳥獣被害対策支援センター	鳥獣被害防止対策施策の指導及び助言
利根沼田農業事務所	関係情報の提供と指導及び助言
利根沼田環境森林事務所	関係情報の提供と指導及び助言
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の分析や学術研究
(公財)日本自然保護協会	捕獲技術開発、捕獲体制構築、モニタリングの連携及び技術提供、知見の提供及び連携
赤谷森林ふれあい推進センター	捕獲技術開発、捕獲体制構築、モニタリングの連携及び技術提供、知見の提供及び連携

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>実施隊の規模は70人強で、利根沼田猟友会月夜野支部、水上支部、新治支部に所属する有害鳥獣捕獲隊のうち、被害防止対策に積極的に取り組むことが見込まれる者として、特措法第9条に定める「鳥獣被害対策実施隊員」を任命し、該当する地域の対象鳥獣8種の捕獲を担うこととする。</p>
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認

める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、狩猟者登録の際に必要な経費の一部を町が補助し狩猟がしやすい環境を整えている。また、人材確保のため新規免許取得にかかる経費について補助を行い、被害防止対策の実施体制の確保に繋げている。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、関係者間で被害状況や出没状況などの情報を共有する。
また、近隣市町村と連携し、被害対策の情報を共有することで、より効果的な被害防止に努める。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。